

第 9 5 号議案

足立区知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

足立区知的障害者援護施設条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「区長」を「第 1 3 条第 1 項の規定により援護施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改め、「認めるときは」の次に「、区長の承認を得て」を加える。

第 7 条の見出しを「（利用者の範囲）」に改め、同条各号列記以外の部分中「に入所」を「を利用」に改める

第 8 条の見出し中「入所」を「利用」に改め、同条第 1 項中「に入所」を「を利用」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に改め、同項第 1 号中「入所者」を「利用者」に、「入所の」を「利用の」に改め、同項第 3 号中「区長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（利用料金）

第 9 条 利用者（第 7 条第 1 項第 3 号に規定する者を除く。）は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

（ 1 ） 法第 1 5 条の 1 1 第 2 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算出した額

（ 2 ） 前項に定めるもののほか、日常生活に要する費用等で利用者に負担させることが適当であるもののうち区長が承認した額

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第10条の見出し中「入所」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に、「入所」を「利用」に改め、同条第1号中「入所者」を「利用者」に改め、同条第3号中「区長」を「指定管理者」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(原状回復の義務)

第11条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、施設の利用に際し、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第13条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 援護施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第14条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により援護施設の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第15条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例(平成17年足立区条例第 号)第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第5条に規定する事業

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が援護施設の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第17条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び援護施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、援護施設を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、援護施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条を第 18 条とし、第 12 条の次に 5 条を加える改正規定（第 13 条から第 15 条までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

知的障害者援護施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。